

## 和歌山県「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく不利益処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準を定めることにより、行政処分の公正及び透明性を保つことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、行政処分の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務改善命令 遊漁船業者に対して業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (2) 事業停止命令 遊漁船業者に対して期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命令すること。
- (3) 登録の取消し 遊漁船業者の登録を取消すこと。

### (行政処分の適用)

第3条 この要綱における処分は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保等に支障が生じると見込まれる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

- (1) 行政指導によっても迅速な改善のための措置がなされない場合又は改善される見込みがないと認められる場合
- (2) 法第29条に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）を実施した結果、処分を行うことが適当であると認められる場合
- (3) 重大な事故に関係する場合
- (4) 捜査機関において法令違反等で検挙された場合

### (行政処分の基準)

第4条 法第20条及び法第21条第1項各号に該当する行為又は事実（以下「違反行為」という。）に対する行政処分の基準は、法第20条の規定によるほか、違反等の内容毎に、原則として別表に定めるとおりとする。

2 複数の違反行為において処分を行う場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録の取消しを行う場合は、他の処分を行わない。
- (2) 事業停止命令に該当する処分基準が2つ以上存する場合は、事業停止命令の処分日数の最も多い処分基準によるものとする。

- (3) 処分基準が業務改善命令となる違反行為のほか、法第 20 条に該当する行為又は事実については、第 1 号を適用する場合を除き、事業停止命令とは別に業務改善命令を行うものとする。
- 3 事業停止命令の処分の適用対象となる違反行為を行った遊漁船業者が、当該処分の処分事由と同一の違反行為を過去 5 年以内に行っていた場合は、業務の改善が見込めないと認め、登録の取消しを行うことができるものとする。
- 4 違反行為が海難事故等の重大な結果をもたらし、違法行為との間に相当な因果関係が認められる場合は、別表にかかわらず、登録の取消しを行うことができるものとする。

#### (行政処分の加重)

第 5 条 次の各号に該当する場合は、処分を加重して行うことができる。この場合において、事業停止命令期間を 2 倍とした事業停止命令を行うものとする。

- (1) 違反行為を行った日から過去 5 年以内において、登録の取消し及び事業停止命令の処分歴があること。
- (2) 違反行為が計画的であること、又は違反行為を承知の上で行ったこと。
- (3) 立入検査において、抵抗若しくはこれに準ずる行為があったこと。
- (4) 違反行為の結果が重大であり、社会的影響が著しく大きいと認められること。

#### (行政処分の軽減)

第 6 条 違反行為において、酌量すべき事情があると認められる場合には、次の各号のとおり処分の軽減を行うことができる。

- (1) 行政処分の内容が登録取消しの場合 180 日の事業停止命令
- (2) 行政処分の内容が事業停止命令の場合 算出された事業停止命令期間を 2 分の 1 とした事業停止命令

#### (事業停止命令の始期及び終期)

第 7 条 事業停止命令の始期は、初日の午前零時とし、終期は、末日の午後 12 時とする。

#### (行政処分の保留)

第 8 条 捜査機関の捜査が行われ、事件送致等がなされたときは、必要と認められるまでの間、処分を保留することができる。

#### (行政処分の手続き)

第 9 条 この要綱における処分の手続きは、行政手続法及び和歌山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年和歌山県規則第 14 号）の規定によるほか、この要綱の規定によるものとする。

(意見陳述)

第10条 行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で、当事者の意見陳述の機会を設けるものとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。

ア 遊漁船業者の登録の取消し

イ 遊漁船業務主任者の解任命令

ウ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。

(2) 前号のいずれにも該当しない場合は、弁明の機会を付与する。

2 当該行政処分が行政手続法第13条第2項第3号の規定に該当するときは、前項の規定は適用しない。

(命令等の履行確認)

第11条 事業停止命令又は業務改善命令を行った場合は、命令事項の履行について確認を行う。

(行政処分の公表及び通知)

第12条 業務改善命令、登録の取消し又は事業停止命令を行った場合は、その事実を公表し、関係する捜査機関及び都道府県に通知する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

## 別表

## 遊漁船業の適正化に関する法律違反に対する行政処分基準表

違反等の内容	該当条項	処分基準	参考(司法処分)
名義貸し禁止違反	第18条第1項	登録の取消し	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
事業貸渡し等禁止違反	第18条第2項	登録の取消し	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
業務改善命令違反 (利用者の安全に係るもの)	第21条第1項第1号	登録の取消し	1年以下の拘禁刑又は150万円以下の罰金
業務改善命令違反 (利用者の安全に係るものを除く)	第21条第1項第1号	事業停止60日	100万円以下の罰金
事業停止命令違反	第21条第1項第1号	登録の取消し	1年以下の拘禁刑又は150万円以下の罰金
不正手段による登録	第21条第1項第2号	登録の取消し	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
登録拒否要件に該当 (第6条第1項第2号、第8号～第13号)	第21条第1項第3号	登録の取消し	
登録拒否要件に該当 (第6条第1項第14号～16号)	第21条第1項第3号	事業停止60日	
変更の届出義務違反	第7条第1項	事業停止30日	100万円以下の罰金
業務規程の変更届出義務違反	第8条第1項	事業停止30日	100万円以下の罰金
虚偽の届出(変更・業務規程)	第7条第1項 第8条第1項	事業停止30日	100万円以下の罰金
遊漁船業務主任者選任義務違反	第12条	事業停止60日	100万円以下の罰金
遊漁船業務主任者による 業務遂行義務違反	第12条	業務改善命令	
気象情報の収集等義務違反	第14条	業務改善命令	
利用者名簿の備置・記載等義務違反	第15条	事業停止15日	30万円以下の罰金
採捕ルール周知義務違反	第16条	業務改善命令	
標識の掲示義務違反	第17条第1項	事業停止15日	30万円以下の罰金
利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な 利用関係を害する事実が認められる場合	第20条	業務改善命令	
報告・立入検査拒否等	第29条第1項	事業停止45日	100万円以下の罰金

\* 法第20条に基づく業務改善命令については、本基準表のほか、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときに行うこととする。